| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 十七　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五十五条の規定により、防衛力強化資金に属する現金を一般会計の歳入に繰り入れるとき<br>十八～三十九　［略］ | 十七　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第十一条の規定により、防衛力強化資金に属する現金を一般会計の歳入に繰り入れるとき<br>十八～三十九　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（防衛力強化資金事務取扱規則の一部改正）

**第二条**　防衛力強化資金事務取扱規則（令和五年財務省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （通則）<br>**第一条**　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（第四条において「法」という。）第五十条に規定する防衛力強化資金（以下「資金」という。）の経理に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。<br>（計画表及び実績表）<br>**第四条**　法第五十七条第一項に規定する計画表及び実績表の様式は、別紙第二号書式によるものとする。 | （通則）<br>**第一条**　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（第四条において「法」という。）第六条に規定する防衛力強化資金（以下「資金」という。）の経理に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。<br>（計画表及び実績表）<br>**第四条**　法第十三条第一項に規定する計画表及び実績表の様式は、別紙第二号書式によるものとする。 |

**附　則**

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

**○財務省令第十七号**

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百五条、第百十四条及び第百四十三条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （保管金の払込み）<br>**第十条**　取扱官庁は、日本銀行（代理店又は歳入代理店（特別手続第一条に規定する歳入代理店をいう。第二十七条及び第二十七条の二において同じ。）に限る。第十条の二、第二十一条及び第二十一条の二において同じ。）に保管金（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十四条第一項の規定により保管する現金及び裁判所において保管する現金に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。）の払込みをしようとするときは、保管金の払込みに関する手続において得られた納付情報により、現金を日本銀行に払い込むことができる。 | （保管金の払込み）<br>**第十条**　取扱官庁は、日本銀行（代理店又は歳入代理店（特別手続第一条に規定する歳入代理店をいう。第二十七条及び第二十七条の二において同じ。）に限る。第十条の二、第二十一条及び第二十一条の二において同じ。）に保管金（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金及び裁判所において保管する現金に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。）の払込みをしようとするときは、保管金の払込みに関する手続において得られた納付情報により、現金を日本銀行に払い込むことができる。 |

**附　則**

この省令は、令和七年四月一日から施行する。